

# 保証書作成上の注意点

(実際に使用されていた保証書の中にも、このような危うい表現が見られました。)

## 1 保証の相手は請負契約の相手とする

(保証書の相手方)

(株) 千代田製薬 御中

(発注者；施主)

(かならずしも適切といえない例)

(保証する者)

(株) ゼネコン

(元請)

(株) 内神田防水

(専門業者)

(株) 防水材料

(メーカー)

- ①保証書の相手は、防水工事の請負契約の相手にすべきです。
- ②請負契約の相手が元請であるにもかかわらず、施主に保証書を提出することは、契約相手でない施主に対して全面的に責任を負うことになるので、注意が必要です。
- ③例のような共同名義であっても、各自が連帯保証人となり、施主が、契約相手でない下請業者だけでも保証を求め得ることを認めていることとなります。

## 2 他の意味にとられるような曖昧な言葉は使わない

・・・下記のとおり、弊社が責任施工いたしました工事に関しまして万が一施工の欠陥に基づき故障が生じた場合は無償にて補修いたします。・・・

- ①「責任施工」は、建設業界でよく使われる言葉ですが、法的定義はなく様々な意味で使われています。建設業界に関係のない者からするとあたかも過大な保証を約束するようにとられかねませんから、単に「施工」でよいでしょう。
- ②「故障」では、漏水以外の不適合（例えば膨れ、しわ等）も保証すると解釈されかねませんから、もし保証の対象が「漏水」なら、「漏水」と限定しましょう。

## 3 免責事項はできる限り書き込む

・・・ただし、その原因が漏水以外の不可抗力による場合、その他施工について弊社の責任に属さない場合の補修は有償工事とさせていただきます。

- ①「漏水」は原因ではなく現象です。保証対象を拡大するおそれがあります。
- ②防水工事保証書モデルを参考にして、免責事項をできる限り書き込みましょう。